

災害復興まちづくり支援機構PT報告

東京三会復旧復興本部 災害復興まちづくり支援機構との連携PT

第二東京弁護士会

中野明安

第1

東京三弁護士会における東日本大震災の避難者支援活動において、私は、復旧復興本部の災害復興まちづくり支援機構プロジェクトチームの担当座長となりました。災害復興まちづくり支援機構は、阪神淡路大震災における神戸弁護士会の他士業との連携活動を教訓にして、東京3弁護士会が在京の士業団体に呼びかけて平成16年11月に設立された団体です（現在、弁護士会を含めて13士業18団体が正会員となっています）。私は、災害復興まちづくり支援機構の事務局長であったため、PTでも担当となったものと思います。なお、蛇足ですが、今回の関係で、原子力損害賠償支援機構が活動をして、弁護士会のなかで「支援機構」と言えば、この原子力損害賠償支援機構を指している、と言う状況にあり、先輩格の「支援機構」として、その地位を奪われた(?) 点に軽い嫉妬を覚えたりしていました。いずれにせよ、支援機構と省略すると間違えられるおそれがあるので、以下は、すべてフルネールの「災害復興まちづくり支援機構」と称することとします。

さて、災害復興まちづくり支援機構では、各士業の合同相談がメリットの1つですので、今回の避難者支援活動においても災害復興まちづくり支援機構の会員各士業がまんべんなく参加してもらえればと思っていました。結果としても、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士、技術士、建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、公認会計士、弁理士などの士業関係者らの参加があり、それなりに協力はいただけているものと考えています。

災害復興まちづくり支援機構は、平成19年1月に東京都との「復興まちづくりの支援に関する協定」を締結することにより協力関係を構築しており、今回も、東京都の窓口であった総務局総合防災部か

ら「相談事業をするのであれば、災害復興まちづくり支援機構で士業をとりまとめて、1つの窓口で総合相談を実施してほしい。」と連絡がありました。そこで、東京ビッグサイト避難所で総合相談を実施し、東京ビッグサイト避難所が閉鎖された後は、旧赤坂プリンスホテル避難所での総合相談を実施しました。2つの避難所相談会での実施状況は概ね以下のようなものでした。

1 東京ビッグサイト（東京都江東区）避難所（多いときで避難者約150名が避難）

- ・東京三弁護士会で東京都に申し入れを行い、3月28日より相談開始（避難所開設の翌日である3月23日には現地を訪問、施設側と打ち合わせを行う）。
- ・土日を含む毎日13:00～16:00（後に16:00～19:00の枠も増設）に、施設内にて相談会を行った。
- ・4月24日に避難所が閉鎖され、相談会も終了。
- ・相談件数63件。

2 旧赤坂プリンスホテル（千代田区） 東京都及び西武グループ運営の避難所（避難者800名程度が避難）

- ・土日を含む毎日15:00～19:00に、施設内にて相談会を行う。4月下旬から6月末日まで継続して実施。
- ・東京法務局、東京都人権局、人権擁護委員会、さわやか福祉財団とも連携。
- ・相談担当専門家 延べ300名超

旧赤坂プリンスホテル避難所での相談会を実施するに際しては、なかなか東京都との連絡がうまく行きませんでした。東京都では避難者のセキュリティに過剰とも思えるほどに神経を使っており、基本

的にボランティアは受け入れないという姿勢でした。同避難所の所管は都市整備局でしたので、その担当者と連絡をしましたが、ボランティアについては、まだ何も決まっておらず、なんとも言えない、という回答に終始されました。災害復興まちづくり支援機構と東京都の連携関係や、災害復興まちづくり支援機構が毎年、都市整備局の都市復興訓練に参加していることなどは残念ながらご存知ないようでした。

そのような状況下、二弁の米副会長、中山副会長、小海先生らと都庁へ行き直談判。それでも埒が開かない回答に苛立ちを覚えましたが、結局、災害復興まちづくり支援機構の代表委員である中林一樹明治大学大学院特任教授の名前を出したところ、その担当責任者が同教授と非常に懇意であったことがわかり、その翌日には、相談会の実施について了解がなされました。何ともすっきりしない経緯を辿り同避難所での相談会が実施されることとなったのですが、まあ、避難者のみなさんの立場で考えれば、とにかく有益な活動が実施できることとなったので良かったことには違いありません。

6月30日で旧赤坂プリンスホテル避難所も閉鎖され、大規模避難所から避難者のみなさんは都営住宅等のみなし仮設住宅に移りました。しかし、大規模避難所でなされていた情報提供がなくな

ると避難者のみなさんは適切な救済が受けられない可能性が出てきます。このようなことは何としても避けなければならない。災害復興まちづくり支援機構では、主にさわか福祉財団と連携をして、さわか福祉財団が企画する交流会の場で、総合相談を実施するということにしました。都営住宅等に避難されている被災者らに対する避難者交流会・よろず相談会 は、このように、さわか福祉財団との連携活動として実施されたものです。

また、さわやか福祉財団では、避難者のみなさんの情報共有等を支援する目的で、避難者同行会の設立を支援していました。そして、設立された同行会における交流会でも、相談会を併設することとしました。

避難者交流会・よろず相談会の実施会場は、主に八重洲富士屋ホテル、東京国際フォーラム（いずれも千代田区）、しのぎ文化プラザ（江戸川区）、パルテノン多摩（多摩市）、八王子市学園都市センター（八王子市）、そして各避難者の皆さんが入居されている都営住宅の集会室などです。交流会の企画は主にさわか福祉財団が行い、相談会や情報提供という面で災害復興まちづくり支援機構が企画をする、という役割分担で行いました。これは平成24年5月20日まで継続して実施しており、合計19回、実施されたと思います。

避難者の孤立を見落とすな!!

～ 県外避難者支援の現状と課題 ～

避難が長期化する中で、避難者の孤立を防ぐため、支援の地域格差を是正し、関係機関が密に連携した取組につなげる機会とする。

開 会 (10:00～10:05)

県外避難者の状況 (10:05～10:15)

(むつ市福祉財団 柳田 力)

パネルディスカッション (10:15～11:50)

都内避難者への支援活動報告

避難者支援の課題

今後の支援の方向性

閉 会 (11:50～12:00)

パネリストの方へ
お出掛け下さい

福岡 敬一氏 (東京都総務局復興支援対策部 都内避難者支援課長)

梅澤 稔氏 (社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 地域福祉課長)

中野 明安氏 (災害復興まちづくり支援機構理事兼局長、弁護士)

津久井 進氏 (阪神・淡路まちづくり支援機構理事兼局長、弁護士)

コーディネーター：堀田 力 (公益財団法人さわかひ福祉財団理事)

福岡 敬一

梅澤 稔氏

中野 明安氏

津久井 進氏

主催：公益財団法人 さわかひ福祉財団
協賛：東京都、千葉県、埼玉県、東京都福祉財団
実行委員：千葉県、東京都、埼玉県、東京都福祉財団
後援：災害復興まちづくり支援機構
協賛：災害まちづくり支援機構
(後援)

**2012年3月25日(日) 開場 9:20
開演 10:00**
八重洲富士屋ホテル・櫻の間

[illegible]

弁護士会が単体で行う法律相談と異なるのは、以下の点です。まず、さわやか福祉財団と連携によることで避難者が参加しやすい雰囲気（敷居を低くする）を形成できたのではないかと、いうこと。交流会が茶話会形式であったこともよかったのではないかと思います。また、総合相談であるということについてですが、避難者が主に福島からのみなさんであるため、日本技術士会の担当者（技術士）による除染等の基礎知識、福島での復興計画の状況について情報提供をしていただく、ということができました。そのうえで弁護士が東電への損害賠償問題について説明してもらうという流れでした。みなさんが放射能や除染ということに漠然と不安に思っていたり、心にこびりついていた疑問・悩みなどが、交流会に足を運んだことが契機となって解決できた、という非常に避難者の皆さんにとって有益な企画ではなかったかと考えています。一方、ざわついた会場での相談であったため、本格的な相談・悩みの解決という場にはならなかったのではないかと、この印象もあり、今後の検討課題としては挙げておきたいと思います。

第2

今後の取り組みや課題については以下のことを考えています。

1 相談会への避難者参加促進（情報過疎の避難者に情報が伝わっているか？）

避難者支援の最大の問題は、相談会に足を運ぶことができない避難者にどのように情報を提供するか、という点です。3月25日にさわか福祉財団が主催し、災害復興まちづくり支援機構、東京都らが後援したフォーラム「避難者の孤立を見落とすな!～県外避難者支援の現状と課題～」は、長期化する避難において、避難者が自己の権利救済に絶望感等を感じ、情報を遮断してしまうことが見受けられる、そのような避難者に対して如何に働きかけるべきかが議論され、現状に関する認識を共有しました。

2 相談内容の高度化への対応について

相談会に関するアンケートをさわやか福祉財団では実施していましたが、最近のアンケート結果で「もう少し勉強してきてほしい。」というものがありました。状況が時々刻々と変わって行く中で大変ではありますが、相談会に出席するに当たっては最新情報を得て取り組む必要性を実感しました。また、避難者の相談が、より具体的になってくると同時に、回答が困難になってきます。そのような状況下でも避難者の満足につながるような相談会にしてゆく必要があると考えています。

3 相談会への士業の参加について

災害復興まちづくり支援機構の利点は、多くの士業が参加している点にあり、今回の避難者支援においてもある程度はその利点を発揮できていると考えます。ただ、まったく参加してくれない士業もあり、それらの参加が、今後の相談体制において重要なカギを握るのではないかと考えています。今後も、それら士業のみなさんに積極的に避難者支援活動の協働を訴えてゆきたいと思っています。

第3

最後に、今後の大震災に備えての専門家の支援

[illegible]

活動の心づもり及び体制づくりについて、以下のことを記しておきたいと思います。

- 1 常に被災者（復興の主人公）目線で考えること
被災者目線でなければ見えないモノがある。
対立利益を抱えていない唯一の立場であることの
メリットを活かさなければならない。
- 2 専門馬鹿にならないこと＝自分たちだけで何
でもできると思わない。他の専門家や団体と
の協働を意識することが有益であること。
- 3 行政（公助の担い手・復興の準主人公）との
連携を意識すること
 - ① 避難者は行政への信頼がやはり厚い。行政との相互理解を維持するべき。
 - ② 行政の用意した支援手続を被災者に分かりやすく伝える役割を担う。もちろん、私たちは行政の下請けではないことは再確認しておく。
 - ③ 行政の有する各種情報の活用＝士業団体が情報提供を受けられるだけの信用力を有

していることが必要である。前述の3月25日のフォーラムでは、災害復興まちづくり支援機構からは、そこでの結論として、「行政に情報提供、情報共有を働きかける。また、そのようなことが実現されるため、我々の情報管理能力を高めると共に、行政との連携、信頼関係を高める必要がある。」と提言しました。

4 各士業・学識経験者が連携をした立法・政策提言をすること

被災者を対象とした総合相談活動の意義は以下の点にある。

- ① 他の士業との連携で事案の理解が深まる。
このことの意義は非常に大きい。
- ② 当該相談者の悩みの解決＝ワンストップ体制で被災者に寄り添う専門家であるべき。
- ③ 立法事実（立法の必要性）の確認＝被災者の望みを国政へ届ける。

→ 専門家が被災者の悩み、望みを国政に届ける役目を担うべきである。私たちは、その役割に適した存在であると思う。